



News Letter

茨城県医療勤務環境改善支援センター
(茨城県医師会内)

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489番地
TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116
<http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/>
E-mail : iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp

労務管理トピックス

医療労務管理アドバイザー（特定社会保険労務士）

高橋 勉

退職時の有給休暇のまとめ取得への対応

時代の流行は良いものもあれば困ったものもあります。職員を管理する立場の方に本当に困った流行は「退職する間際に残った有給休暇をまとめて取られてしまい、引継ぎが出来ず困っている」ことです。

使用者は労働者の有給休暇取得を断ることは出来ず、取得時期の変更権はあるのですが、退職日が迫れば変更もできません。なかなか、この困った事態をなくす決定的方法は見つからないのですが、ここにいくつかの対応策を挙げてみます。

- ①有給休暇の計画的付与制度を活用し、できるだけ有給休暇日数が残らないようにしておく。この制度は、労使の協定により自由に使える日数を5日以上残して、有休の取得日を指定しておく制度です。
- ②残ってしまう有給休暇の日数を買取る。通常は有休の買い取りは法令で認められませんが、退職で未消化となる場合は例外的に認められています。この場合の日額も、通常と異なり事業主が額を提案・交渉できます。
- ③就業規則にあらかじめ規定しておく。例えば「退職願を提出した者は、退職までの間に必要な業務の引き継ぎを完了しなければならない。これに従わず、医療業務に支障をきたした場合は、退職金の減額・不支給、懲戒処分、または損害賠償請求を行う場合がある。退職時に有給休暇を取得する場合は、このことを十分に念頭に置くこと。」等が考えられます。

いつかはお役に立ちます

労務管理実務Q&A

医療労務管理アドバイザー（特定社会保険労務士）

秋元 譲

Q. パート職員に有給休暇は与えなくてもいいですか？

A. ダメです。正規でも非正規でも採用後半年を経過したら有給休暇を与えなければなりません。ただし、労働日数の短い者については、比例付与により通常の職員より少ない日数を与えればよく、更に会社で取得日をあらかじめ指定できる計画的付与や時間単位で休暇を与える事もできます。職員の定着のためにも管理をしっかりし、誰でも有給休暇を取れる事業所を目指しましょう。